



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 16 日(火)
第 8 4 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (707) (財源確保推進課) 2
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (708) (子ども発達支援課) 2
	児童福祉法による指定障害児入所施設の指定 (709) (〃) 2
	建築基準法による道路の位置の指定 (710) (東部総合事務所生活環境局) 3
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (711) (東部総合事務所農林局) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (712) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (713) (〃) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (30) 4
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (31) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (19) (教育総務課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (空港港湾課) 5

告 示

鳥取県告示第707号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

昭和56年10月24日受商指第401号により貸し付けた中小企業高度化資金（平成2年度に償還すべき元金に限る。）

3 委託期間

平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

鳥取県告示第708号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
NPO法人きなんせこども館	岩美郡岩美町大字浦富2475-33	NPO法人きなんせこども館	岩美郡岩美町大字浦富2475-33	平成24年10月3日	保育所等訪問支援

鳥取県告示第709号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設を指定したので、同法第24条の18の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	松の聖母学園	鳥取市白兎69	平成24年10月1日	障害児入所支援

鳥取県告示第710号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成24年10月16日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年10月16日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町長 榎本 武利	岩美郡岩美町大字浦富630-4	幅員 6.00メートル 延長 114.64メートル

鳥取県告示第711号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市浜坂字東浜1390-147

(2) 期間

平成24年11月15日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

鳥取県告示第712号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社いない	スーパーホームセンターいない 倉吉中央店	倉吉市下田中町 947-2	平成24年10月 5日	平成24年11月 5日	特定福祉用具販売

鳥取県告示第713号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社いない	スーパーホームセンターいない 倉吉中央店	倉吉市下田中町 947-2	平成24年10月 5日	平成24年11月 5日	特定介護予防福祉用具販売

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第30号**

平成24年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年10月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年10月22日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 政治団体関係者研修会について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに西伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第

5 項（同法第75条第 5 項、第76条第 4 項、第80条第 4 項、第81条第 2 項及び第86条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年10月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 9,653
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 147,108
西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 12,377

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第19号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年10月16日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成24年10月19日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 文化財の県指定等について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 化学消防車 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成24年 8 月 7 日
- 4 落札者の名称及び所在地 第一実業株式会社
東京都千代田区二番町11-19
- 5 落札金額 146,685,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成24年 6 月 26 日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部空港港湾課

及び所在地

鳥取市東町一丁目220